

## 下北山村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年3月29日  
下北山村農業委員会

### 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

下北山村は、中山間地域で村土の9割以上が山林で占められており、狭小な農地が多く、日照時間も少ない。また、担い手不足及び高齢化による遊休農地の増加も問題となっておりその対策が求められている状況であるため、地域の実情にあった取組を推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

以上のことから、地域の強みを生かしながら、活力ある農業を築くため、法第7条第1項に基づき、下北山村農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

### 第2 具体的な目標と推進方法

#### ■遊休農地の発生防止・解消について

##### （1）遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	管内の遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和5年1月)	45.3ha	8.2ha	18.2%
3年後の目標 (令和8年1月)	45.3ha	8.1ha	17.9%
目 標 (令和10年1月)	45.3ha	8.0ha	17.7%

注1)：管内の農地面積は農地台帳の面積。

注2)：管内の遊休農地面積は農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査の面積。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- 農地の利用状況調査や利用意向調査を通じて農地所有者に対する指導や説明、相談活動を実施する。
- 農業委員会の日常活動として農地所有者の状況と農地の状況把握を行い、また、借り手農家の掘り起こしを図る。
- 各関係機関との連携を強化し、農地の出し手や受け手等の関係者と貸付希望等の農地情報の共有を図る。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。